

## 1 手続きの流れと注意事項

① **見込受験資格認定申請**  
(本人→東京都)

② **試験の受験申請**  
(本人→全国保育士養成協議会(試験事務センター))

③ **保育士試験の受験**

④ 対象施設において  
**2年以上かつ2,880時間以上勤務**  
**※③から1年以内**

⑤ **受験資格認定申請**  
(本人→東京都)

**※④から1か月以内**

### 注意事項

#### ①見込受験資格認定申請

- ・東京都で保育士試験を受験する場合は、東京都に申請してください。
- ・見込受験資格の認定を受けるには、(1)、(2)をいずれも満たすことが必要です。
  - (1) **試験実施(前期試験：4月、後期試験：10月)までに**、対象の施設等において、**1年以上**児童等の保護又は援護に従事していること(※)
  - ※**受験申請時点(前期試験：12月末、後期試験：6月末)で、9か月以上かつ概ね1,080時間以上**従事していることが必要です。
  - (2) **試験の実施から1年以内(前期試験：翌年3月末まで、後期試験：翌年9月末まで)に**、対象の施設等において、**2年以上かつ2,880時間以上**児童等の保護又は援護に従事することが見込まれること

#### ②試験の受験申請

- ・①の申請後に東京都から交付される「見込受験資格認定証」を、全国保育士養成協議会(保育士試験事務センター)に提出してください。
- ・①により東京都から「見込受験資格認定証」を交付された日以降に**直近で実施される試験の受験を申請することが必要**です。直近で実施する試験において受験申請しない場合は、見込受験資格認定証は失効しますのでご注意ください。
- ・「見込受験資格認定証」は、直近で実施される初回の試験を含めて**3回目に実施される試験までの間有効**です。
  - (例) 令和8年7月頃に見込受験資格認定申請を行い、認定証を交付された場合
    - ⇒ 令和8年10月に実施される令和8年後期試験の受験が必要
    - 令和8年後期試験、令和9年前期試験、令和9年後期試験まで有効

#### ③保育士試験の受験

- 以下のいずれかの場合は、試験結果(仮合格)は無効になります。
  - ・試験の実施までに、勤務期間が1年以上に満たなかった場合
  - ・試験の実施から1年以内に、勤務期間が2年以上かつ2,880時間以上に満たなかった場合

#### ④対象施設において2年以上かつ2,880時間以上勤務

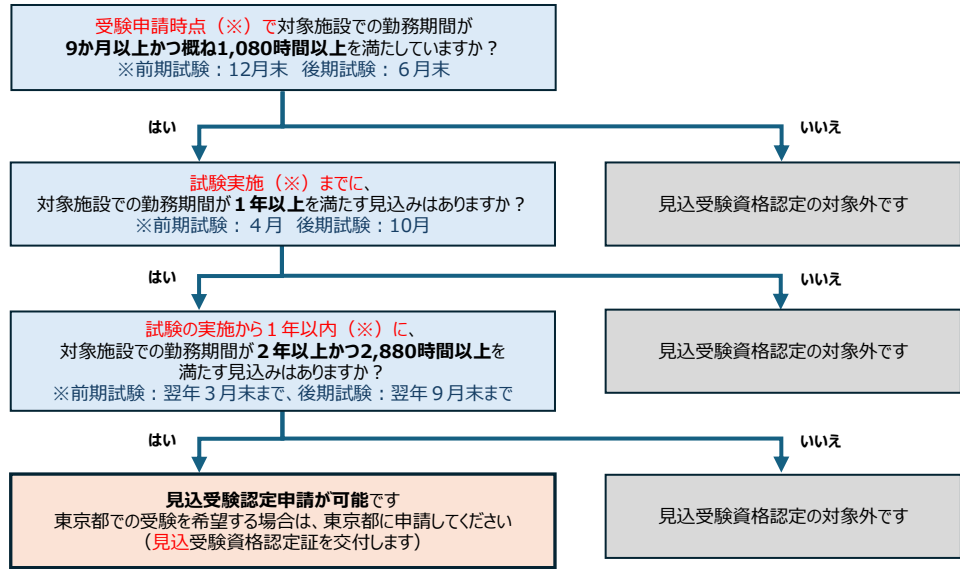
- ・試験の実施から1年以内(前期試験：翌年3月末まで、後期試験：翌年9月末まで)に、対象の施設等において、2年以上かつ2,880時間以上勤務することが必要です。

#### ⑤受験資格認定申請

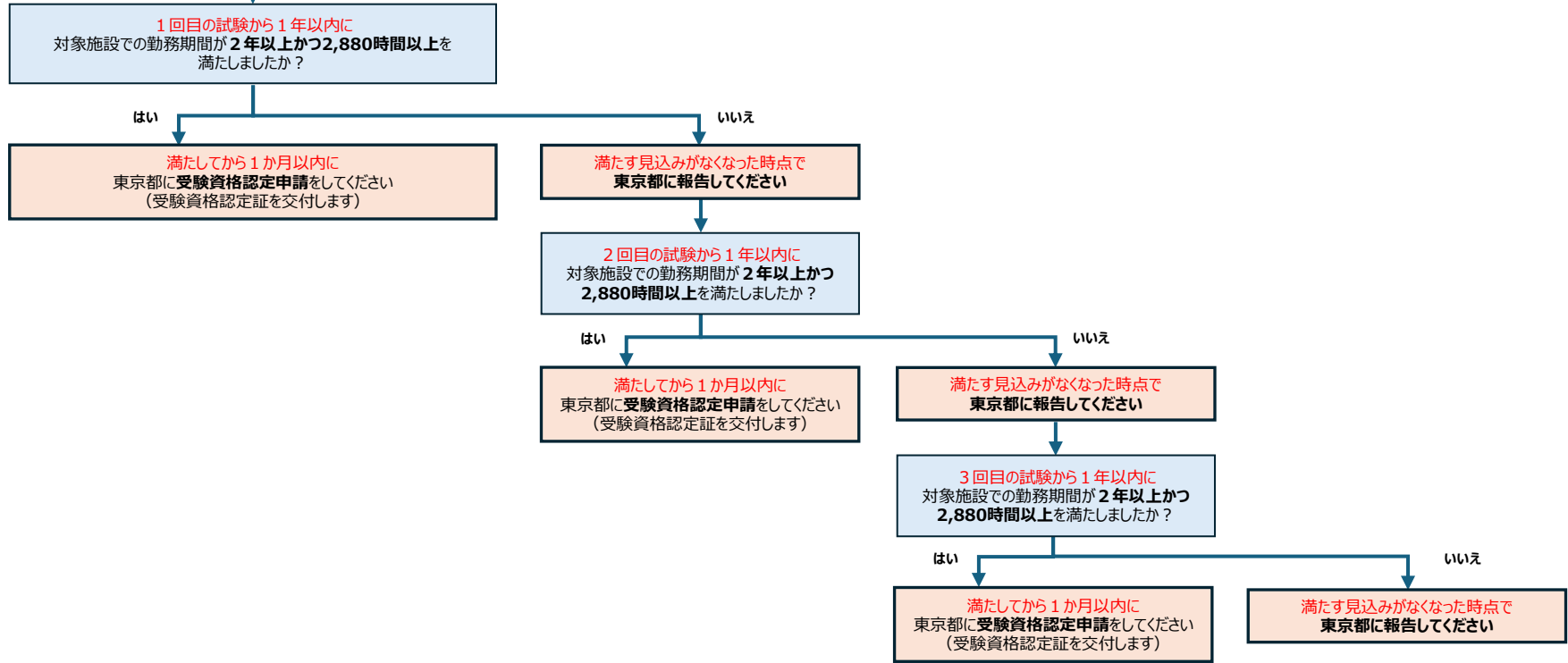
- ・**2年以上かつ2,880時間以上満たしてから1か月以内に申請が必要**です。勤務証明書(2年以上かつ2,880時間以上の勤務期間を満たしたことの証明書)を東京都に提出してください。
  - (例) 令和9年4月末で勤務期間等が2年以上かつ2,880時間以上を満たした場合
    - ⇒ 令和9年5月末までに申請が必要
- ・申請後、東京都から交付される「受験資格認定証」を、保育士試験事務センターに提出してください。

## 2 見込受験資格認定のフローチャート

### 見込受験資格認定の対象 (見込認定証の交付まで)

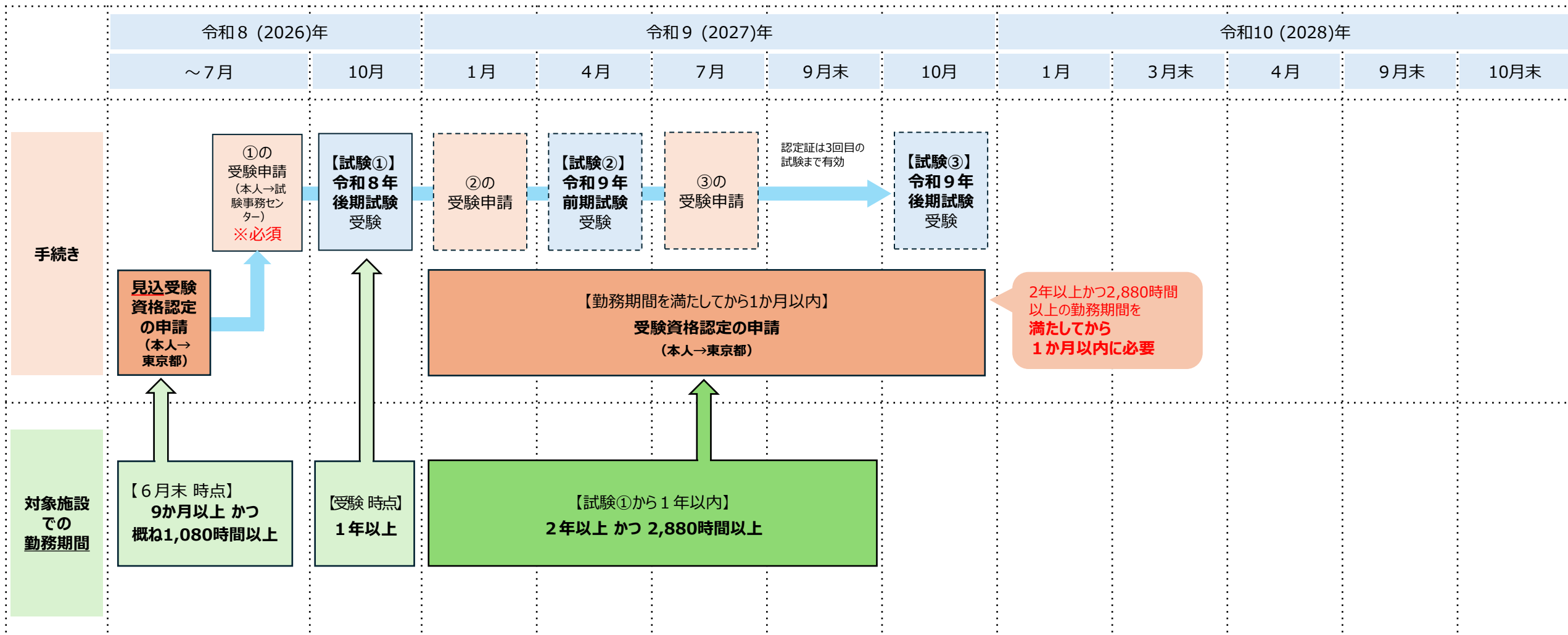


### 見込受験資格の認定後の手続き (見込認定証の交付後)



### 3 勤務期間と手続きのスケジュール (具体例1)

【令和8年後期試験を受験する場合】 1回目の試験から1年以内に勤務期間を満たした場合



## 4 勤務期間と手続きのスケジュール (具体例2)

【令和8年後期試験を受験する場合】 1回目の試験から1年以内に勤務期間を満たさなかった場合

